

糸魚川市放課後児童クラブ室のしおり

1 開設室

室 名	場 所	専用電話
能生児童クラブ室	能生小学校内	080-8726-6911
下早川児童クラブ室	下早川小学校内	080-1121-7936
大和川児童クラブ室	大和川小学校内	025-553-2221
西海児童クラブ室	西海小学校内	090-7849-8963
糸魚川東児童クラブ室	糸魚川東小学校内	025-552-3515
糸魚川児童クラブ室	糸魚川小学校内	025-553-0369
大野児童クラブ室	大野小学校内	090-8872-3510
田沢児童クラブ室	田沢地区公民館内	090-5435-8571
青海児童クラブ室	青海小学校内	090-7835-6076

※各室とも電話対応できるのは開設時間中のみです。留守番電話機能があります。

2 開設日、時間・休室日

①開設日、時間

・平日は14時（授業終了後）～18時。土曜日と長期休業中は8時～18時。

※開始時間は、学校行事等で変更になることがあります。

※早朝利用：仕事等で希望があれば、7時30分～8時の利用が可能（100円／回）。

※延長利用：仕事等で希望があれば、18時～18時30分の利用が可能（100円／回）。

※土曜日は、利用者が少ない場合、他の児童クラブとの合同保育をすることがあります。

②休室日

・日曜日、国民の祝日、12月29日から翌年1月3日までの日、市長が必要と認める日。

3 利用料金

・児童1人につき、月額6,000円（月の利用日数が9日までは日額600円）

ただし、8月のみ月額8,000円（月の利用日数が9日までは日額800円）

・利用月の翌月末が納期限となります。

・口座振替ご希望の方は、金融機関に「糸魚川市税等預（貯）金口座振替依頼書」を提出してください。依頼書は金融機関にあります（持ち物：預金通帳・通帳届出印など）。

※兄弟姉妹が既にクラブ室を利用中の場合で、口座振替の手続きがお済みであれば、第2子以降の口座振替手続きは必要ありません。毎月、兄弟姉妹分を合算して口座振替します。

【口座振替の取扱金融機関】

第四北越銀行、大光銀行、富山第一銀行、糸魚川信用組合、上越信用金庫、新井信用金庫、新潟県労働金庫、えちご上越農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行

・口座振替を希望しない場合は、納入通知書を発送しますので、金融機関で納付してください。

4 児童クラブ専用アプリの登録について

・児童クラブ室の出欠連絡や必要な連絡事項の配信については、専用アプリ「ハグノート」で行っています。新規利用者は、面接時にアプリのご説明をしますので、その後アプリ登録をお願いします。

・利用予定の入力は、保護者が責任を持って忘れずに入力をお願いします。

裏面もご覧ください

5 児童クラブ室の利用上のお願い

①児童クラブの利用内容に関して変更が生じた場合

- ・学校の学級担任には、クラブ室在籍の旨を連絡してください（中止時も同様です）。
- ・家庭構成や勤務先、緊急連絡先等に変更が生じた場合、クラブ室へお知らせください。
※必要に応じて、必要書類の提出を求めることがあります。
- ・クラブ室の利用を止める場合、中止届を提出してください。

②出欠連絡について

- ・毎月 25 日までに、翌月の利用予定をアプリに入力してください。一時利用、長期休業中の利用者も同様です。
- ・利用予定表提出後の利用変更は、アプリの入力締切時刻までに必ず入力してください。
※利用予定表の提出内容により、利用者がいない日は休室となります。
※利用予定表により支援員の勤務体制を組むため、可能な限り正確な記入をお願いします。

③児童の送迎

- ・児童の帰宅は保護者の迎えが原則です。また、土曜日や長期休業中など自宅からクラブに通所する場合も保護者の送迎が原則です（高校生までの兄弟姉妹の送迎は認められません）。
- ・クラブでの児童の引き渡しは、必ず保護者と支援員が対面し、行ってください。
※駐車場で児童だけを降ろして児童クラブへ来ることはおやめください。
- ・迎えに来る人が普段と違う場合、必ずその旨を保護者が児童クラブへ連絡してください。
- ・お子様は保護者の迎えを待っていますので、仕事を終えたら、迎えを優先してください。

④室内のルール

- ・クラブでおやつを出すため、アレルギーで食事制限等がある場合、必ずお知らせください。
- ・支援員による児童への薬（目薬含む）の投与、管理はできません。
- ・児童が病気等で服薬中の場合は、その旨を支援員へお知らせください。
- ・クラブに不必要な物は持たせないでください。※全ての持ち物に名前をご記入願います。
- ・学校給食のない日は、必ず弁当を持たせてください。
- ・クラブは保育の場です。自宅帰宅後、宿題の確認は保護者が行ってください。

⑤学級閉鎖、料金未納等による利用制限

- ・インフルエンザ等の感染症で学級閉鎖の学級の児童は、他の児童に蔓延することを抑えるためクラブを利用できません。
- ・支援員の話を受けない、他人への迷惑行為等でクラブの運営管理に著しく支障がある場合や利用料金に未納が生じた場合、利用を制限することがあります。
- ・クラブは異学年との集団生活です。集団生活上、児童の必要とする支援の度合いによっては、利用をお断りすることがあります。

6 緊急時の連絡について

保育中の怪我・病気等の発生、台風災害時で帰宅時間に危険が予測される時は、状況に応じて保護者に連絡し、迎えに来ていただく場合があります。ご自宅や携帯電話等につながらない場合、勤務先へ電話することもあります。

7 保険について

クラブ内で起きたケガ等の場合、保険会社から見舞金が支給されます。